

1. タイ

タイ税関による知財侵害物品水際取締りは、制度的には、既に詳細規則等の整備も進み、実効性を確保するために権利者と税関の間に結ばれる MOU、各省連携推進にかかる MOU 等、運用面での実効性確保のための制度も整備されている。税関はこれらの制度に基づき、裁判所命令によることなく、商標と著作権に係る知的財産侵害物品を独自の権限により差止め、没収（ないし開放）し、処分することが可能である。

実態としても、権利者からの要請に基づき、あるいは自らの職権により、税関は積極的に疑義物品の差止めを行っており、一定の成果を上げている。その反面、権利者との関係においてコスト負担や情報開示の面で規定との齟齬が見られたり、他の関係各省との連携体制が必ずしも十分でないことに加え、各省の管轄に対するセクショナリズム意識が強く見られる等の問題点も指摘できる。

1.1 侵害物品の取締りに係る根拠法令

タイ税關に対して知的財産侵害物品の取締りに係る権限を直接的に与えている法令は、タイ関税法 BE2469、及びタイ輸出入法 BE2522 である。すなわち、関税法 BE2469 は脱税品・禁制品の輸出入を禁止し（第 27 条）、同物品の隠匿、販売補助・受入れ等の行為を禁止しており（第 7 条の 2）、輸出入法 BE2522 では、商務省による輸出入禁止貨物の特定等に関する告示権限を規定（第 5 条）するとともに、税関法の規定、物品検査、差止め及び没収、侵害者の逮捕、起訴等についての税関係員の権限を本法に準じることを規定している（第 16 条）。

上記の法律はあくまで違法貨物や脱税品の輸出入を禁じているのであるが、一連の知的財産権関連法によって知財侵害物品の輸入が違法と規定されていることにより、同物品が取締りの対象となる。タイにおける知的財産関連法は下記のとおりである。

- ・著作権法 BE2537（1994 年）
- ・特許法 BE2542（1999 年。同法 BE2522 改正第 3 版）
- ・商標法 BE2543（2000 年。同法 BE2534 改正第 2 版）
- ・地理的表示法 BE2546（2003 年）
- ・営業秘密法 BE2545（2002 年）
- ・集積回路配置保護法 BE2543（2000 年）
- ・種苗法 BE2542（1999 年）

上記の法律に基づき、タイ税關は、裁判所命令によることなく、知的財産侵害物品を独自の権限により差止め、没収（ないし開放）し、処分することが可能である。

また、関税法、輸出入法は、以下の告示（Notification）、規則（Regulation）、及び一般指導（General Directive）によって取締りに係る実施細則を与えられている。

商務省告示（Notification of the Ministry of Commerce）

- Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom B.E.2530 (1987)
 - * 登録商標の権利者の商標を模倣した物品の輸出入を禁止。
- Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 94) B.E.2536 (1993)
 - * 録音装置、録音ディスク、音や絵を有する装置（例えばビデオカセットテープ）
コンピュータープログラム、書籍やその他の不正品の輸出入を禁止。
- Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 95) B.E.2536 (1993)
 - * 著作権侵害物品に対する輸出差止め、検査申請を規定。
- Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 96) B.E.2536 (1993)
 - * カセットテープ、ビデオテープ及びCD等の著作権侵害を利用するような機械の輸入に関するライセンス制度を規定。

関税局告示（Notification of the Customs Department）

- Notification of the Customs Department No. 6/2531 on the Inspection of Trademarks in Case of the Suspecting Counterfeited Goods
 - * 商標模倣疑義物品の検査手順を規定。
- Notification of the Customs Department No. 28/2536 on Practices against goods Infringing Copyright
 - * 著作権侵害疑義物品の差止め・検査手順を規定。

商務省規則（Regulation of the Ministry of Commerce）

- Regulation of Ministry of Commerce relating on the export and import of goods bearing a counterfeit or imitated trademark into the Kingdom B.E.2530
 - * 権利者による商務省特許・商標課に対する商標保護申請、輸出入時の商標権模倣品の取締まりのための同課商標登録官と税關との連携について規定。
- Ministerial Regulation of Ministry of Commerce on the Prohibition of Export and Import Copyright Infringing Goods (Volume 1) B.E. 2536
 - * 輸出入時の著作権侵害物取締りに関する商務省知的財産局と税關及び外国貿易省の連携について規定。

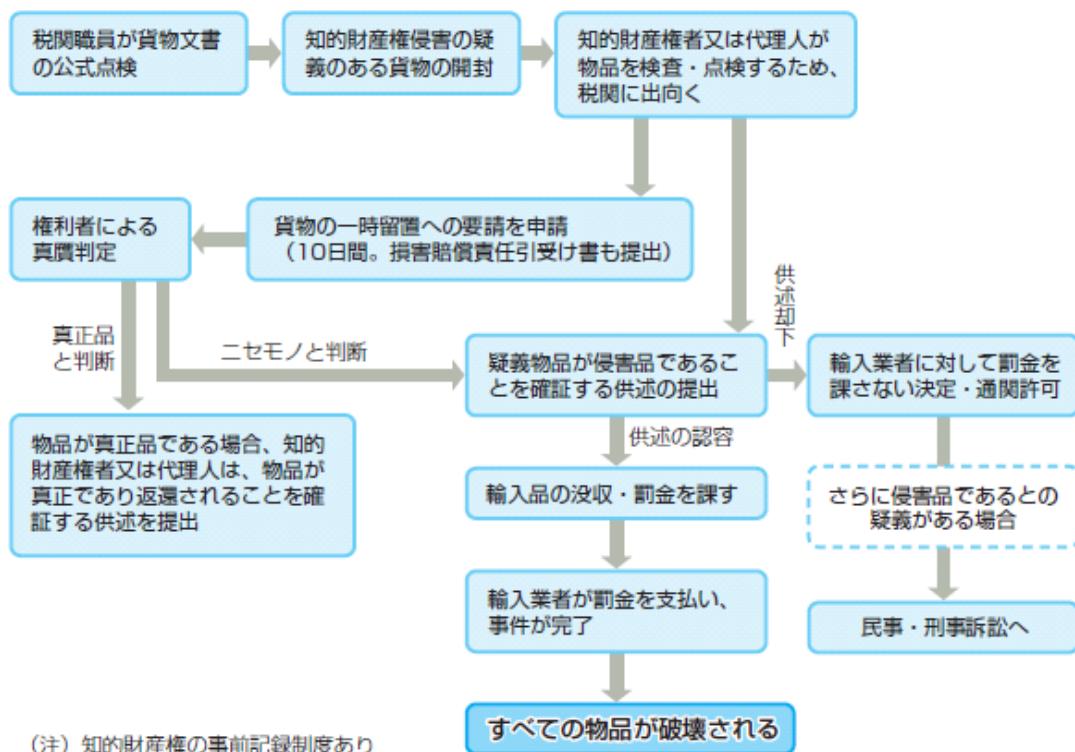
関税局一般指導 (The Customs Department's General Directive)

- The Customs Department's General Directive No. 2/2531 on the addendum to the code of customs practices B.E.2530 (1987) Chapter 20 Provisions 23 Clause 01
 - * 模倣疑惑のある商標に対する商標検査の特別規定。
- The Customs Department's General Directive No. 27/2536 on Practices against goods Infringing Copyright
 - * 著作権侵害疑惑物品に対する検査手順を規定(Customs' Practical Code B.E. 2530 に追加)

1.2 水際取締手続と運用状況

水際取締りの概要は下図のとおりである。前述のとおり、取締りに関しては税関が自己完結的な権限を有するものの、侵害疑惑物品の最終的な真贋判定は知的財産権利者の判断に委ねられている。

図 1.1 タイにおける水際取締りの流れ



出所：JETRO『アセアン・インド知財保護ハンドブック』(2007年)

(1) 申立て

通関地点で保護されるうる知的財産権は商標と著作権であり、発明、意匠、集積回路配置等の知的財産権は、実際細則がないために取締りの対象とされていない（ただし、関税法改正により、発明、意匠その他の取締りも可能となる予定）。権利保有者は、例えば貨物のサンプルや写真、貨物の図面といった真正品と違反品を見極めるための証拠や情報、また（可能であれば）疑わしい貨物の積荷が到着するスケジュールなどを税関の係官に提供しなければならない。加えて、商標保護申請書（FORM 1 と FORM 2）に、必要事項を記入して知的財産局に申請しなければならない（商標侵害の場合）。ただし、税関との MOU の締結もしくは個別の情報提供等により、税関係官が職権で差止めを行うことが可能になっている（「（7）職権行為」の項を参照）。

(2) 担保あるいは同等の保証

税関係官は保証金の前払いを申請者に命じる権限を有するが、申請者が支払うべき金額について原則はない。差し止めを求める申請者は、輸入者及び税関係官に対して生じたあらゆる損害について責任を負わなければならない、とする規定（商務省告示第 95 集 1993 年、関税局告示第 28 号 1993 年）があるだけである。前払い保証金は、所有者及び輸入者の損害や、倉庫の保管料金、貨物の差し止めや確認作業の際に生じた損害を担保する金額とされる。実際には権利者はレター（letter of indemnification）を提出するのみであるが、次期関税法では諸々の改訂事項の一つとして、権利者に実際に保証金を課すことが検討されている。また、倉庫保管料金については企業との MOU 締結により、企業が負担することが可能になっている。また、MOU を締結していない場合でも、税関倉庫が一杯になったため、別途倉庫の借上げのため等の理由で費用負担を権利者に対して要求する場合がある。

(3) 通關停止の通知

関税局告示第 8 号 1993 年（仏暦 2536 年）の第 3 項により、税関係官は、権利所有者及び輸出入者の面前で貨物の検査を行わなければならない。税関係官は、権利所有者の求めに応じて疑わしい貨物の差し止めを検討する場合、権利所有者及び輸出入者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。税関は疑わしい貨物を発見した場合、電話、ファックス、手紙等の手段により権利所有者に対して連絡を行い、権利所有者は同通知の受領後 24 時間以内に、予備検査のため税關に出頭しなければならない。

(4) 通關停止期間

通關停止期間についての規定はないが、実務上、税関係官は、TRIPS 協定第 55 条の規定に基づいて差止めを行う。差止め期間は、権利所有者による予備検査のための一次差止め（24 時間）、一次差止め後、権利所有者による証拠収集のための 10 日以内の差止め、

の2種類。差止め請求は文書にて行う。ただし、MOUの締結により、10日間の差止め延長は書面による請求なしに実施可能になっている。

(5) 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

知的財産権の権利者の申し出による貨物の差止めから生じたあらゆる損害について、輸出入者あるいは貨物の所有者に支払われる損害賠償金に関する直接的な規定はない。上述のとおり、差止めを申し出る権利保有者は輸出入者や税関に生じたすべての損害について責任を有しなければならない、と規定されているのみである。

(6) 検査権利及び情報

税関が、疑わしい不正商標商品あるいは著作権侵害物品を見つけた後、税関係官は、検証手続の開始、及び、差止め貨物の検査に関する通知を権利所有者に対して行う。著作権侵害物品の場合、著作権の所有者は、差止め申請書の提出から24時間以内に当該貨物を検査する責任を有する（税関局告示第28号 1993年（仏暦2536年）第1項）。もしそれに従わない場合、税関の係官はその貨物をタイから解放するか、あるいは輸入者に引き渡さなければならない。

当該貨物の模倣商標もしくは著作権侵害について判断（真贋判定）ができる場合、税関の担当官と申請人（権利者）は、当該貨物を採取し、申請人から提出されたサンプルと一緒に証拠書類を添付し、さらに税関担当官による詳細な判断記録とともに、知的財産局もしくは商標登録官に送付し、その判断を委ねる。

他方、税関は輸入者に対する通知責任は規定されておらず、また、輸出入者は貨物の検査責任を与えられていないが、輸出入者が希望すれば税関はこれを輸出入者及び権利所有者の面前で行わなければならない。また、権利所有者は税関係官に対して輸出入者の氏名及び住所、もしくは貨物の量について情報を求めることができる。しかし、実際にはこうした情報開示は一定の段階まで行われない場合がある。

(7) 職権行為

税関係官は、権利所有者からの申し出がなくとも、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物の解放を差止める職権がある。これは、権利者からの事前の情報提供（MOUに基づくもの、もしくは個別の非公式な情報提供）や、税関のPost Clearance Audit（PCA）部が作成した検査システム（過去の情報に基づき、業者、国、品物種類等のデータによって検査対象貨物を抽出する。情報は毎日更新）に登録された情報（Central Profile）及び現場の判断で加えられた情報（Local Profile）に基づいて行われるもので、開封検査の95%がこの職権により行われている。開封検査は、上記検査システムのパラメーター設定に基づき、輸入貨物の1割について行われている。リスクア・セスマントの材料としては、過去の違反例、新規の輸入業者、侵害物輸出の懸念のある国、輸入業者と輸入物品の関連性の

正当性、等が用いられる。

(8) 救済措置

税関における知的財産侵害に係る罰金は、当該貨物の総量に關税、付加価値税及び物品税を加えた額に等しい。多くの場合、侵害者が検挙されることはないが、真正品と模造品を両方輸入した輸入者が、真正品の返還を要求し、かつ、その価格が罰金額を超える場合、検挙されることになる。知的財産の所有者は、裁判を通じ、侵害によって蒙った損害について侵害者に賠償を求めることができる。

(9) 押収した物品の処置

押収された貨物は30日後に国家財産とされ、破壊される。破壊（焼却）のための費用は原則的にタイ政府の負担とされているが、権利者とのMOUの締結により、関係する権利者が共同でこれを負担する（「資金支援の提供」）ことが慣例となっている。

輸出入法1979年（仏暦2522年）第20条は、「押収したその貨物の販売額の手取り額の30パーセントを情報提供者に、20パーセントを係員に褒賞として支払わなければならない。もしくは、何の押収物もなくあるいは押収物が売れなかった場合、褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。情報提供者がいなかつた場合、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の30パーセントは、逮捕した係員に支払われるか、あるいは提出物が押収されなかつたか又は売れなかつた場合、その褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない」と規定している。ここでは同法16条に従い、「裁判所」を「税関」と読み替えることができ、かつ、押収した知的侵害物品を販売することは不可能であるため、係官に対する「褒賞」は「罰金」の中から支払われることになる（あくまで違反者が逮捕された場合）。

(10) 少量輸入

タイの主要税関港では、ごく少量の知財侵害物品は真剣に検査されることはない。また、個人使用もしくは学術目的のための持込みは容認されている。

(11) 輸出（再輸出を含む）・通過貨物に対する検査

輸出・再輸出に対しては、輸入と同様、關稅法1926第27条が適用され検査が可能（ただし、手続自体はより簡単）である。輸出については情報収集が難しく（業者が頻繁に変わらるがPCAのデータは更新されない）、また輸出貨物に関する情報は輸出当日に到達するため、現場での判断に拠らざるを得ない等の問題があるものの、差止件数は増加している。通過貨物は現行制度では検査不可能。改定作業中の次期關稅法で通過貨物についても検査を適用する予定。

1.3 税関による侵害物品の取締実績

表 1.1 税関による侵害物品の取り締まり実績

Fiscal Year	Number of Cases	Quantity (Piece)	Value (Baht)
2003 (1 Jan 2002 - 30 Sep 2003)	19	251,577	8,465,867.00
2004 (1 Oct 2003 – 30 Sep 2004)	111	1,394,646	126,346,192.00
2005 (1 Oct 2004 – 30 Sep 2005)	151	1,935,737	38,846,198.45
2006 (1 Oct 2005 – 30 Sep 2006)	373	1,830,837	76,051,100.71
2007 (1 Oct 2006 – 30 Sept 2007)	549	1,449,286	91,157,842.78
2008(1 Oct 2007 - 15 Jan 2008)	188	252,606	29,293,041.12

Source: <http://www.iprcustoms.com/index.php?lay=show&ac=article&Id=126935>

表 1.2 2007 年度における取締りの物品別内訳

Fiscal Year 2007 (October 2006 - September 2007)

Commodities	Quantity (PCS.)	Value (Baht)
DVD , VCD	256,251.00	31,430,773.00
Auto Spare parts	8,978.00	16,308,592.61
Clothes	117,179.00	16,245,589.90
Bags	76,723.00	7,588,152.19
Watch and Accessories	25,832.00	4,424,614.00
Machinery	555.00	3,221,215.40
Eye glasses and Accessories	120,163.00	1,570,373.55
Mobile Phone and Accessories	117,65.00	1,276,902.78
Batteries	46,949.00	983,992.23
Footwears	12,544.00	806,432.15
Belts	7,090.00	735,283.00
Cosmetics	69,460.00	716,702.38
Machinery Tools	35,088.00	450,209.30
Gloves and Socks	17,082.00	389,833.70
Calculator	2,527.00	378,325.00
Computer parts & Accessories	28,929.00	312,150.97
Electric Voltage Transformer	3.00	219,065.90
Microphone	8,000.00	208,907.66
Headwears	1,489.00	137,300.00
Music player and Accessories	70.00	35,000.00
Massage tools	240.00	31,125.00
Others	496,449.00	3,687,302.06
Total	1,449,286.00	91,157,842.78

Source: <http://www.iprcustoms.com/index.php?lay=show&ac=article&Id=126935>

表 1.3 輸出入別実績

Fiscal Year 2006-2007 (1 October 2005 – 30 September 2007)

Year/Cases	2006 (1 October 2005 – 30 September 2006)	2007 (1 October 2006 – 30 September 2007)
Import	360	365
Export	13	184
Total	373	549

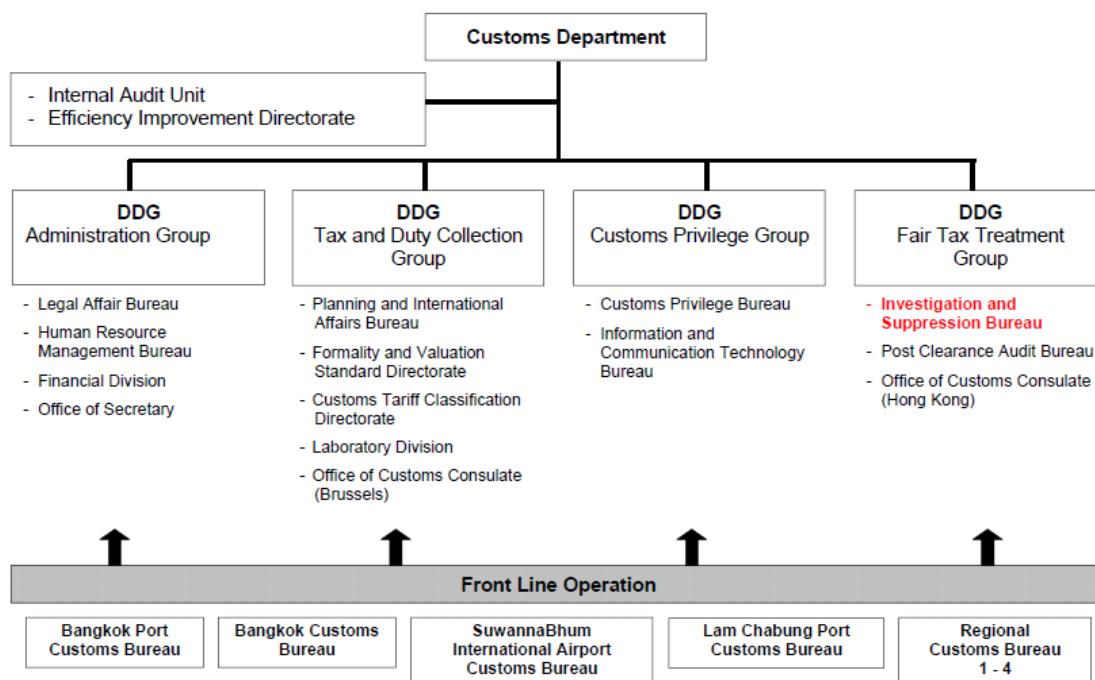
Source: Royal Thai Customs

1.4 税関及び知的財産担当部門の組織概要

(1) 税関

捜査・鎮圧局 (Investigation and Suppression Bureau)：知的財産権侵害を含む、税関及び関連法規制に対する犯罪の調査、取締及び鎮圧、並びに押収物件の処置に対して責任を有する。同局は知的財産局から引き継がれた知的財産権の保護申請を受理した後、他の税関支局への申請データの回覧を通じて、他の税関支局と連携を取る。なお、税関や税関支局には知的財産専門の係官は存在していない。

図 1.2 タイ税関組織図



出所：Royal Thai Customs

税関はまた、国内に流入した侵害物品に関しても、税関局長の権限で特別に管理すべき地域を設定することが可能である。この権限により、裁判所の令状なしに立入検査を行い、特に疑わしい業者からは物品リストを提出させることも可能である（ただし、昨今の風潮

としてそこまでやることは少なく、裁判所の令状をとって行うことが多いとのこと)。さらに、2年前から、新規の輸入業者登録があった場合、職員を派遣して登録住所の確認を行っている。

なお、通関検査システム(PCA)はebxmlにより構成され、ウェブ・サービス上で”e-custom”として利用可能になっている。また、税関はDIPとの協力により、登録済の商標(イメージを含む)、登録者(及び代理人)名、輸出入業者ブラックリスト等の情報を含むデータベースを開発し利用している。さらに、中央税關の一部の職員は上記情報を含むDIPのデータベースにアクセスすることができ、現場の職員からの電話での問い合わせに対応する¹。

(2) 商務省知的財産局(DIP)

1992年設立。特許、商標、著作権その他知財関連法の実施を担当。知財犯罪鎮圧調整センター(Coordinating Center for Suppression of Intellectual Property Rights Violation)が設置されている。

DIPは知財侵害物品の取締りに係る機関との合同会議を招集し、目標やターゲットの明確化の徹底を図っているが、特に重要な地域や商業目的の大規模な侵害活動の抑制に注力している。また、タイ警察や経済警察(ECD)、知財裁判所(CIPTC)等の関連機関と個別に協力し、セミナーや知識向上のための協議を行っている。

(3) 警察経済・サイバー犯罪部(ECD)

1987年、タイ警察は知財を含む経済犯罪に関する特別タスクフォースを設置、同タスクフォースは91年に中央調査局(CIB)の管轄下で経済犯罪調査部(ECID)に発展。2005年6月にはECIDを管轄するECDが設置された。

ECDは国内における損害金額50万バーツ以下の知財侵害について、権利者からの情報・要請もしくは職権に基づき摘発を行う。ただし、著作権については権利者の訴えがない限り逮捕は行わない。また、特許権については権利者からの訴えとそれを証明する材料の提出に基づき、裁判所の令状を取得の上摘発を行う。

(4) 法務省特別調査局(DSI)

2002年10月設立。熟練の専門スタッフを擁し、国際関係・金融・知財・諸費者保護・環境保護及び電子商取引等に関する犯罪を担当。知財担当部署(知的財産犯罪室:Office of Intellectual Property Rights Crimes)は(市場価格)50万バーツ以上の、下記法令に関する犯罪を扱う。

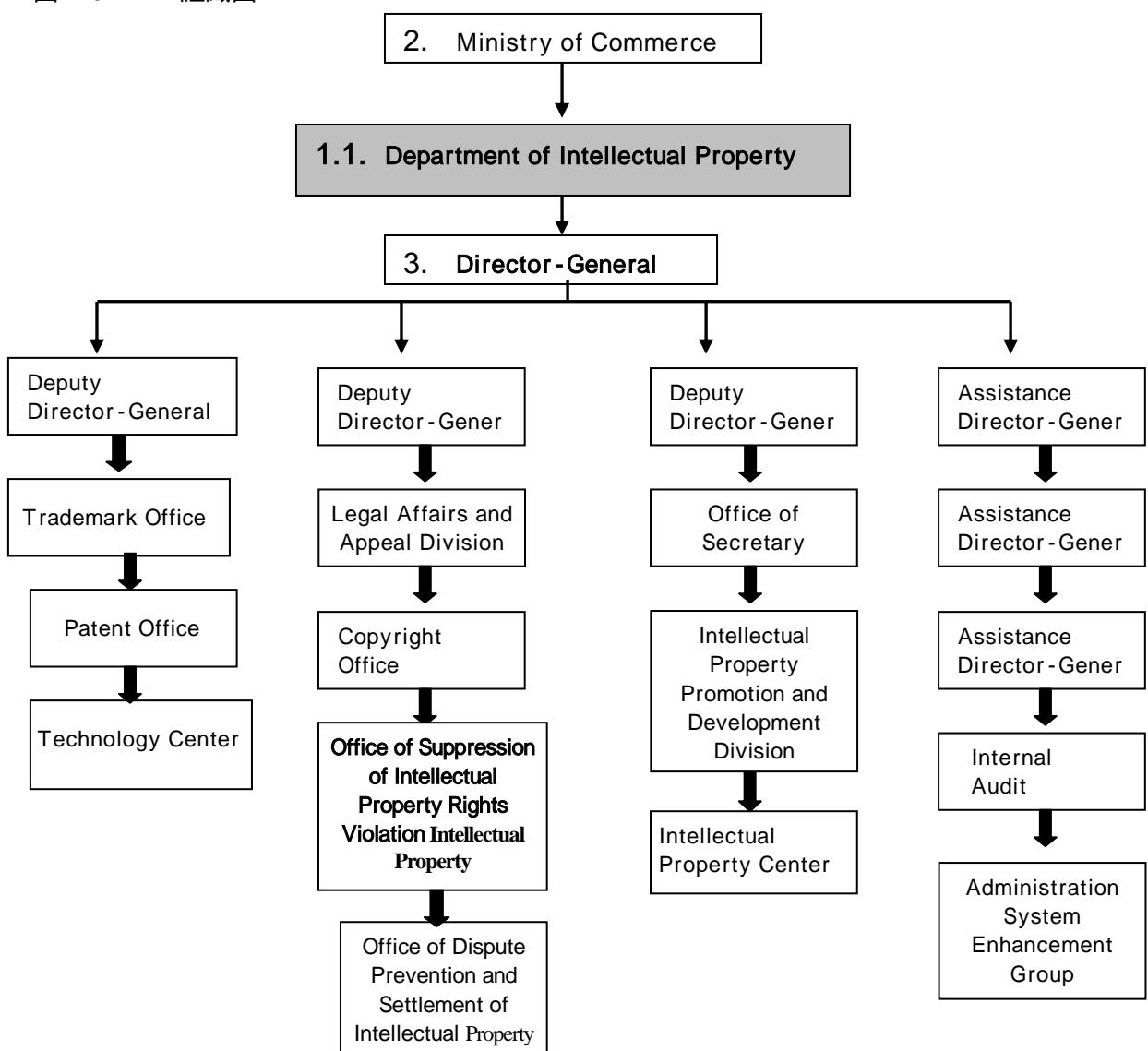
- Offences under the Integrated Circuit Protection Act – Sections 48, 49, and 52)
- Offences under the Trademark Act - Sections 108, 109, 110, and 114

¹ 税関によれば、DIPのデータベースは税関職員がアクセスするには使い辛い仕様になっているため、電話で問い合わせるか、紙ベースで情報提供を受けることが多いと言う。

- Offences under the Copyright Act - Sections 69, 70 and 74

知財侵害物品の水際取締りには関与せず、上記のとおり国内における著作権、商標他の侵害について、権利者からの訴えに基づき摘発を行う。DSIによれば、普段から権利者と比較的密接に情報交換を行っている音楽、衣類における著作権・商標侵害については定期的に検索を行い、独自に摘発を行っている。

図 1.3 DIP 組織図



(5)知的財産・国際取引中央裁判所(CIPICTC)

知的財産に関する民事及び刑事事件及び国際取引に関する民事事件を専門に扱うため1997年12月設立された第一審裁判所(最高裁においても専門の知財・国際取引部を設置)。知財に関する刑事犯罪及び民事事件とは、以下の関連法令に関するものを言う。

[**刑事**] - Offences against trademark, copyright and patent under the Trademark, the Copyright and the Patent Acts.

- Criminal cases concerning offences relating to trade provided in Section 271 – 275 of the Criminal Code.

[**民事**] - Civil cases regarding trademark, copyright and patent under the Trademark, the Copyright and the Patent Act.

- Civil cases arising from agreement on technology transfer or licensing agreement.

(6) 組織間・民間との協力体制

タクシン前首相のイニシアチヴにより、知財侵害の撲滅を目的として、関連政府組織（13機関）の間で MOU を結ぶ形により連携を開始、この連携をさらに民間を含めたほかの関係機関にも拡大している。2002 年 12 月より今日まで、下記のとおり計 8 本の MOU を締結している。

MOU on the Cooperation in IPR Enforcement at 20 December 2002

下記政府 13 機関の責任・管轄範囲を明確化し、情報交換、法規則・予算措置・計画等の調整、コンタクト・パーソンの設置等、協力促進を明記した。

- The Royal Thai Police
- The Office of the Consumer Protection Board
- The Customs Department
- The Revenue Department
- The Excise Department
- The Department of Industrial Works
- The Department of Foreign Trade
- The Department of Internal Trade
- The Department of Business Development
- The Department of Intellectual Property
- The Special Investigation Department
- The Metropolitan Electricity Authority
- The Provincial Electricity Authority

MOU on the Cooperation in IPR Enforcement at 6 May 2003

にケーブル TV 著作権関連条項を追加

MOU on the Cooperation on the Suppression in the Import and Export of Intellectual Property Infringing Products at 12 September 2003

政府と 20 の民間組織・企業の間で税關での取締強化のための協力を明記

MOU on the Cooperation for the Prevention and Suppression of Pirated Products at 12 September 2003

政府（警察及び 4 州首長）と 18 の民間組織・企業の間で重点警戒地域・取締目標を設定

MOU on the Collection of Copyright Royalty and the Copyright Enforcement at 9 April 2004

著作権料の徴収と著作権法執行における権利者、徴収者、利用者及び代理人の役割を明記

MOU on the Cooperation for the Prevention and Suppression of Pirated Products at 26 June 2004

政府（警察及び DIP）と 10 の民間組織・企業の間で海賊版 DVD・CD の予防・鎮圧のための協力を明記

MOU of Private Agencies on the Support for the Suppression in Manufacturing and Distributing of Pirated CD Products at 20 June 2005

上記 実施のため、民間による報奨金の支払いを明記

MOU on the Cooperation for the Prevention and Suppression of Pirated Products at 16 August 2006

政府及び民間（ショッピングエリア、百貨店等を含む）計 29 機関の間で、テナントや露天が侵害品販売で起訴された場合の措置等を規定。

政府組織間の連携は、実際にはそれほど良好とは言い難い状況にある。例えば、水際と国内において侵害物品の取締りに密接な連携が期待される税關、警察（ECD）及び法務省（DSI）の間では実質的な協力は全く行なわれておらず、むしろ互いに管轄権維持にかける強い意識（いわゆる縄張り意識）が見られる。

なお、タイ税關は以下の 3 つの点から広く国民に対する知財保護に対する意識喚起と理解向上に努めている。

- テレビ、新聞等の媒体を通じた知財保護の必要性と執行活動に対する理解向上
- ウェブサイト（www.iprcustoms.com）を通じた情報提供
- 関税法及び関連規則の遵守意識喚起のための、媒体その他を通じた情報提供

1.5 日本企業が直面する問題点

(1) 日本機械輸出組合によるアンケート調査

日本機械輸出組合の貿易・投資円滑化ビジネス協議会によるアンケート²によると、タイ

² 貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2007 年 6 月 30 日）「2006 年版各国・地域の貿易・投資上

において日本企業が直面する問題点および現地政府に対する要望は以下の通りである。

表 1.4 知財保護に関して日本企業が直面する問題点と要望

区分	問題点内容	要望	意見元
知的財産権保護の不十分	ハードだけではなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品が流通している。	<ul style="list-style-type: none"> 販売現場、製造工場、水際での取締りの強化、厳罰化を望む。 ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品についても、販売現場、製造工場、水際での取締りの強化、厳罰化を望む。 	日機輸
国際条約の未批准	商標関連など重要な国際条約の早期批准を希望。	<ul style="list-style-type: none"> 商標関連など重要な国際条約の早期批准を希望。 	日機輸
	WIPO著作権条約、WIPO実演レコード条約など重要な国際条約を早期に批准すべき。	<ul style="list-style-type: none"> WIPO著作権条約、WIPO実演レコード条約など重要な国際条約を早期に批准すべき。 	日機輸
特許等権利出願手続の煩雑	特許法及び知的財産関連条約優先権制度を採用していないので、出願手続きが煩わしい。	<ul style="list-style-type: none"> パリ条約（出願手続きの国際的統一を目指す条約）に加盟して欲しい。他の国と同様の手続きで出願を行える。 	自動部品

出所：貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2007年6月30日）よりMURC作成

(2) 現地ヒアリングによって把握された問題点

現地において行った日本企業・政府関係者へのヒアリングでは、タイ税関による知財侵害物品の水際取締りに対する評価は概ね良好である。特に、MOUに基づいて、企業が税關に対して侵害疑義物品の検査を隨時依頼できるシステムは、他の ASEAN 諸国にはないものである。また、実際に大量の模倣自動車部品の摘発が行われたことにより、その後、同様の模倣品の流入が激減したという事例も指摘されている。他方で、下記のような問題点も指摘された。

- ・X線によるスキャニングにコスト面、安全面での注意が十分払われていない、また、コンテナ等の貨物に必ずしも活用されていない。
- ・MOU締結には手間とコストが係る。
- ・差止め・没収に係る費用を権利者に求めるのは筋違いではないか。
- ・地方税關等遠隔地に対して、真贋を判断できる専門家・権利者が物理的に移動をしなければならない場合、コストや手間を考慮して対応に出向かない場合もある。
- ・差止め対象となった関係者情報、インボイス情報等が（一定の段階まで）開示されない。このため、権利者側からの再発防止への対応策検討に際しての課題となっている。
- ・また、実際に押収された物品の最終処分工程については、権利者サイドに顛末の報告がなく、水際措置の実効性を確認する上で不十分である。

の問題点と要望』、各國編（<http://www.jmcti.org/cgi-bin/main.cgi?Kind=Country>より入手）

- ・「ノーブランド」で流入する模倣品の取締まり（意匠権侵害への対処、不正競争防止法侵害品対策）が必要。
- ・ただし、水際取締りを詰めてゆくと、密輸や他の品目として流入してくる場合が増えることが懸念され、全体としての実効性の点から問題が残る。

(3) ジェトロの取組み

在タイの日系企業に対して、ジェトロ・バンコクが以下の点を目的に研究会の組織化を呼びかけ、2007年3月にバンコク日系企業知財研究会（IPG）が発足した。

日系企業の知的財産権（主として模倣品）問題対策の強化と被害の縮小

日系企業の知財保護意識の啓発

日系政府機関・企業間の知財権に係る譲歩の交換・共有

タイ政府機関との関係構築・改善要請、欧米政府機関・企業・団体との連携強化

IPG 発足後、1) メンバー間の知財問題に関する情報交換・共有、2) 外部講師による知財に関する講演、他団体との情報交換、3) タイ知財関連政府機関との対話、4) その他、幹事会・本会合で決定された知財関連の活動を主たる活動内容として、ほぼ 2ヶ月毎のペースで、これまで計 4 回の定期会合を実施している。今後は当局との意見交換、改善勧告提出、執行職員研修（真贋判定セミナー）等を実施の予定。

現在の登録メンバーは、日系企業 35 社に加え、大使館・商工会・JICA・ジェトロ等の公的団体、さらに WCO 事務所・タイ税関の専門家（財務省出向者）等も加えた在タイ知財関係者の「オールジャパン体制」で構築されている。運営幹事はホンダ、ペアリング工業会、松下電工、事務局はジェトロ・バンコクである。